

第3 防災センター

高層化、大規模化する防火対象物では、設置される消防用設備等のシステム化が進み、監視、操作等の項目が増加するとともに、用途の複合化、管理形態の複雑化により、火災等の災害時における防災センターの果たす役割は益々重要となっている。こうした中、防災センターを有機的に機能させ、消防隊の円滑な活動をサポートすることを目的として、防災センターの設置、位置及び構造に関する事項を次のとおり定める。

1 適用対象物

省令第12条第1項第8号の規定により総合操作盤が必要とされる防火対象物とする。

2 防災センターの位置◆

- (1) 防災センターは、原則として避難階に設置すること。ただし、外部から容易に出入りできる位置とした場合は、避難階の直上階若しくは直下階とができるものとする。
- (2) 消防活動を容易にするため、非常用エレベーター及び特別避難階段へ他の居室等を経由することなく到達できること。
- (3) 防災センターへの消防隊進入路は、在館者の避難経路と分離し、その壁、柱及び床は耐火構造とすること。
- (4) 消防隊の進入口から近い位置であること。
また、進入経路は防災センターに容易に至ることができるものであること。

3 防災センターの構造等◆

- (1) 水が侵入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
- (2) 消防用設備等の監視、操作等及び災害時の活動拠点として必要な広さを確保すること。(おおむね40m²以上)
- (3) 壁、柱及び床を耐火構造（主要構造部が耐火構造以外の防火対象物にあっては、不燃材料とする。）とし、室内に面する壁、柱及び天井の仕上げを不燃材料としたものであること。
- (4) 窓及び出入口にあっては、特定防火設備（出入口にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。
- (5) 前(3)の区画を貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道を設ける場合には、建基令第112条第21項に規定する特定防火設備（火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (6) 防災センターの換気、暖房及び冷房設備は専用とすること。
- (7) 消防用設備等の監視及び操作に支障のない照度が確保されるように、非常用の照明装置を設けること。
- (8) 防災センターの入口の見やすい箇所には、防災センター等である旨を表示した標識を設けること。